

計画作成年度	令和7年度
計画主体	南種子町

南種子町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 鹿児島県南種子町役場総合農政課
 所 在 地 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2793番地1
 電 話 番 号 0997-26-1111
 F A X 番 号 0997-26-0209
 メールアドレス noushin5@town.minamitanet.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ、カラス、ヒヨドリ、スズメ、カモ、キジ、ドバト
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	南種子町

※カモは、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒヨドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクマガモとする

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害金額 (千円)	被害面積 (ha)
シカ	水陸稲	27	0.03
	いも類(サツマイモ等)	942	0.96
	工芸作物(さとうきび)	195	0.14
	飼料作物(イタリアン)	102	0.16
	計	1,266	1.29
カラス	いも類(サツマイモ)	15	0.02
	果樹(たんかん等)	134	0.11
	計	149	0.13
ヒヨドリ	果樹(たんかん等)	119	0.10
	野菜(スナップエンドウ)	39	0.01
	計	158	0.11
スズメ	水陸稲	15	0.01
カモ	水陸稲	15	0.02
キジ	いも類(サツマイモ)	103	0.11
ドバト	家畜飼料、糞被害	0	0
合 計		1,706千円	1.67ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 被害の傾向

①シカ	近年、隣接する中種子町よりシカの移入が見られ、生息域の拡大及び生息頭数の増加が推定される。島間及び長谷地区、平山地区を中心に各地において、主にさつまいもやばれいしょ等への食害が発生している。
②カラス	果樹、いも類の定植期を中心に、町内全域において、時期を問わず年間を通して食害が発生している。また、果樹、いも類等の農作物だけでなく、家畜および購入飼料への被害も増加している。
③ヒヨドリ	冬期の果樹、野菜類の成熟期を中心に、町内全域において食害があり、隔年で増減を繰り返している。
④スズメ	町内水田地帯において、早期水稻の収穫期に食害が発生・増加している。
⑤カモ	町内水田地帯において、早期水稻の植付け直後の食害が増加している。近年は、地域に居座っている。
⑥キジ	町内全域において、いも類で食害が発生している。
⑦ドバト	畜産農家より飼料の食害及びフン害の報告があり、町内全域において、年間を通し発生・増加している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
シカ	1,266 千円	886 千円
カラス	149 千円	104 千円
ヒヨドリ	158 千円	110 千円
スズメ	15 千円	10 千円
カモ	15 千円	10 千円
キジ	103 千円	72 千円
ドバト	－千円	－千円
計	1,706 千円	1,194 千円
シカ	1.29 h a	0.90 h a
カラス	0.13 h a	0.09 h a
ヒヨドリ	0.11 h a	0.07 h a
スズメ	0.01 h a	0.01 h a
カモ	0.02 h a	0.01 h a
キジ	0.11 h a	0.07 h a
ドバト	－ h a	－ h a
計	1.67 h a	1.16 h a

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	シカ、カラス、ドバト、ヒヨドリ、カモについては、銃器及びわなによる有害鳥獣捕獲を実施し、シカ、カラス、ドバト、ヒヨドリについては捕獲報奨金を助成している。 シカ 8,000円/頭 カラス・ドバト 800円/羽 ヒヨドリ 300円/羽 カモ 0円/羽 スズメ、キジについては、有害鳥獣捕獲は実施していない。 【推進事業の活用】 狩猟免許取得助成 R6 2人 R5 0人 R4 1人 くくりわなの導入 R6 10基 R5 15基 R4 10基 R4 カラス除け機材 1基 R6 カラス除け機材 2基 R6 GPS首輪 3基 R6 GPS首輪受信機等 1式 R6 捕獲通知装置 1基 【緊急捕獲活動支援事業の活用】 R6 捕獲確認アプリ 1式	・シカ 猟友会による銃器及びわなでの捕獲を実施している。近年生息地域の拡大傾向の為、引き続きわな捕獲従事者の育成および体制の維持が必要である。 ・カラス、ヒヨドリ、カモ、キジ、ドバト 猟友会による銃器での捕獲は限界があるとともに、生息数も増加傾向であり、カモ・カラス対策に苦慮している。 追い払い機器等の活用の検討が必要である。 ・スズメ 今後、捕獲体制を整備する必要がある。 ・シカ、カラス、ヒヨドリ、スズメ、カモ、キジ、ドバト共通 猟友会の人員が少ないことから捕獲従事者の確保が必要である。 猟友会員のほとんどが会社員等で専業でないことから、休日における集中駆除など効率的で確実な実施が図られるよう体制の整備を図る必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	各生産者が被害防止ネットや糸を張るなどの自己防衛対策を行っている。 【整備事業の活用】 1地区650m	・自己農地のみの点的設置による防除となっていることから、団地的な設置の取組により、効果的な防除が図られるよう話し合い活動等を促進する必要がある。

	各地区の研修会等において鳥獣対策についての説明を実施している。	・農作物の残さ処理について周知徹底を図るとともに地域ぐるみで追い払い活動等を実施する必要がある。
生息環境管理その他の取組	町広報紙や防災無線等を活用し、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及を図っている。	・鳥獣被害対策アドバイザー等を活用した研修会等の実施する必要がある。 ・ICT 機器等を活用して、町民へ被害の可視化を行い当事者意識の醸成が必要である。

(5) 今後の取組方針

猟友会による有害鳥獣捕獲が講じられ捕獲体制が強化されたことにより、令和6年度の被害金額は1,706千円、被害面積は1.67haとなっている。 被害軽減目標を令和7年度より約30%減の1,194千円、1.16haとする。 効果的な侵入防止柵の設置普及やICT機器の活用やGISシステムの活用を行い情報の可視化や捕獲・追い払いの効率化を図っていく。 また、地域一体となった効率的な捕獲体制を構築し、適正な個体数の調整が図られるよう体制整備を行うとともに、地域住民による被害防止対策実施と意識向上を普及啓発しながら、地域の被害防除体制の確立に向けて取り組む。 今後の計画 ① 有害鳥獣の生息実態調査を進める。 ② 地域住民が主体となった被害防止対策を推進する。 ③ 捕獲と防護の両面で被害防止対策を推進する。 ④ 猟友会会員の担い手育成を図る。 ⑤ 有害捕獲体制の維持を図る。 ⑥ ICT機器やGISシステム等の活用を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

南種子町猟友会の協力を得ながら、シカにおいては11月1日～3月15日、鳥類においては11月15日～翌2月15日までの狩猟による捕獲以外に農業者からの被害報告に基づく、有害鳥獣捕獲を実施する。（隊員数：18人1班） また、農家の狩猟免許取得を推進し、農地の自己防衛及び捕獲従事者の育成・確保を図る。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	シカ カラス ヒヨドリ スズメ カモ キジ ドバト	猟友会と連携しつつ狩猟免許の取得推進を図り、捕獲従事者の育成・確保を図る。 捕獲報奨金の取り組みについても継続していく。 ICT機器の導入およびGISシステムの活用を行い、捕獲等の効率化を図る。
令和9年度	シカ カラス ヒヨドリ スズメ カモ キジ ドバト	猟友会と連携しつつ狩猟免許の取得推進を図り、捕獲従事者の育成・確保を図る。 捕獲報奨金の取り組みについても継続していく。 ICT機器の導入およびGISシステムの活用を行い、捕獲等の効率化を図る。
令和10年度	シカ カラス ヒヨドリ スズメ カモ キジ ドバト	猟友会と連携しつつ狩猟免許の取得推進を図り、捕獲従事者の育成・確保を図る。 捕獲報奨金の取り組みについても継続していく。 ICT機器の導入およびGISシステムの活用を行い、捕獲等の効率化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① シカ 捕獲数は、令和4年度49頭、令和5年度62頭、令和6年度43頭となっている。正確な生息数は把握できていないが、町民からの目撃情報や現地の状況から判断すると生息区域は島間地区及び長谷地区、平山地区を中心に町内全域に拡大していると思われ年間100頭の捕獲計画とする。 ② カラス 捕獲数は、令和4年度17羽、令和5年度11羽、令和6年度17羽となっている。いも類や果樹など農作物および家畜、家畜飼料などへの被害が発生しており、町全域において年間200羽の捕獲計画とする。 ③ ヒヨドリ 捕獲数は、令和4年度8羽、令和5年度1羽、令和6年度11羽となっている。野菜や果樹など農作物への被害が依然としてあることから、町全域において年間100羽の捕獲計画とする。 ④ スズメ

捕獲実績は無いが、早期水稻などへの被害が発生しており町全域において年間 100 羽の捕獲計画とする。

⑤ カモ

捕獲数は、令和 4 年 0 羽、令和 5 年度 0 羽、令和 6 年度 363 羽となっている。早期水稻などへの被害が拡大しており町全域において年間 400 羽の捕獲計画とする。

⑥ キジ

捕獲実績はないが、さつまいもなどへの被害が拡大しており町全域において年間 100 羽の捕獲計画とする。

⑦ ドバト

捕獲数は、令和 4 年度 0 羽、令和 5 年度 3 羽、令和 6 年度 0 羽となっている。家畜、家畜飼料などへの被害が拡大しつつあり、町全域において年間 100 羽の捕獲計画とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
シカ	100	100	100
カラス	200	200	200
ヒヨドリ	100	100	100
スズメ	100	100	100
カモ	400	400	400
キジ	100	100	100
ドバト	100	100	100

捕獲等の取組内容

シカについては、島間及び平山、長谷地区を中心にくくりわな及び箱わな、銃器による捕獲を実施する。

カラスについては、町内全域において箱わな及び銃器による捕獲を実施する。

ヒヨドリ、スズメ、カモ（あみ）、キジ、ドバトについては町内全域において銃器による捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当無し

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ	シカ被害多発圃場にシカ被害防止柵の設置 (国庫) 事業量：必要に応じて 整備予定地区：被害多発地域 (主に隣接町境)	シカ被害多発圃場にシカ被害防止柵の設置 (国庫) 事業量：必要に応じて 整備予定地区：被害多発地域 (主に隣接町境)	シカ被害多発圃場にシカ被害防止柵の設置 (国庫) 事業量：必要に応じて 整備予定地区：被害多発地域 (主に隣接町境)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
侵入防止柵の管理	侵入防止柵（金網柵）の管理 受益農家が破損の有無等を管理	侵入防止柵（金網柵）の管理 受益農家が破損の有無等を管理	侵入防止柵（金網柵）の管理 受益農家が破損の有無等を管理

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	シカ カラス ヒヨドリ スズメ カモ キジ ドバト	地域住民が中心となって、鳥獣被害対策に取り組み、鳥獣被害を受けづらい環境整備を推進する。 そのため現地研修会などを通じ、農作物残さの適正処理や畜産飼料の適正管理、荒廃農地の解消、下草刈払いの実施などを普及・啓発していく。（重点取組地区：島間地区・平山地区・長谷地区） また、町広報誌等を活用し、町民に対する普及・啓発を行う。（実施予定：町内全域）
令和9年度	シカ カラス ヒヨドリ スズメ カモ キジ ドバト	地域住民が中心となって、鳥獣被害対策に取り組み、鳥獣被害を受けづらい環境整備を推進する。 そのため現地研修会などを通じ、農作物残さの適正処理や畜産飼料の適正管理、荒廃農地の解消、下草刈払いの実施などを普及・啓発していく。（重点取組地区：島間地区・平山地区・長谷地区） また、町広報誌等を活用し、町民に対する普及・啓発を行う。（実施予定：町内全域）
令和10年度	シカ カラス ヒヨドリ	地域住民が中心となって、鳥獣被害対策に取り組み、鳥獣被害を受けづらい環境整備を推進する。 そのため現地研修会などを通じ、農作物残さの適正処理

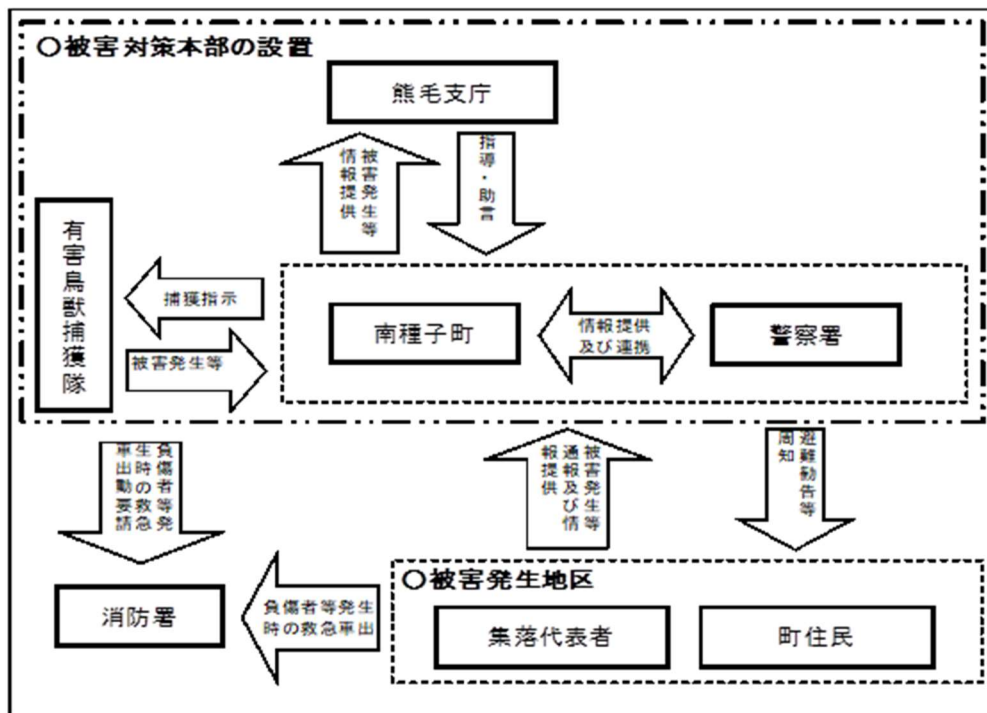
	スズメ カモ キジ ドバト	や畜産飼料の適正管理、荒廃農地の解消、下草刈払いの実施などを普及・啓発していく。（重点取組地区：島間地区・平山地区・長谷地区） また、町広報誌等を活用し、町民に対する普及・啓発を行う。（実施予定：町内全域）
--	------------------------	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南種子町	・被害対策本部の設置 ・人的被害等の情報収集 ・町民に対する周知（避難等の勧告） ・関係機関の連絡調整 ・捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施
熊毛支庁	・関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
種子島警察署	・町民の安全の確保（避難等の勧告） ・銃器使用の捕獲時の指導及び助言 ・町民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の問合せ内容の町への情報提供
熊毛地区消防組合 南種子分遣所	・負傷者等発生時の救急車の出動
南種子町有害鳥獣捕獲隊 （猟友会）	・加害鳥獣の緊急捕獲 ・被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供
集落代表者	・被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分または自家消費とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	狩猟者による自家消費
ペットフード	該当なし
皮革	狩猟者による自家利用
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	狩猟者による自家利用

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南種子町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
南種子町	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。あわせて、有害鳥獣関連の情報提供、被害防止技術の指導を行う。
南種子町猟友会	有害鳥獣捕獲の実施と情報提供を行う。
南種子町公民館連絡協議会	必要に応じて各地区における被害状況を事務局へ連絡する。
種子屋久農業協同組合	農業者に対し、被害防止技術の指導・情報提供を行う。
種子島警察署	狩猟者への銃器等使用の安全管理の指導を行う。
屋久島森林管理署	国有林に関する情報提供、被害防止技術の情報交換等を行う。
熊毛支庁農林水産部	有害鳥獣関連の情報提供、被害防止技術の指導を行う。
種子島森林組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
南種子町鳥獣保護員	有害鳥獣の生息状況の情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県農政部	有害鳥獣関連情報と被害防止技術の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：H25.2.26
構成：町職員10人（うち狩猟免許保持者1人）※令和7年度現在
活動内容：対象鳥獣の捕獲，シカ被害防止ネットの設置促進，追い払い等の鳥獣被害防止対策の普及啓発

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

南種子町鳥獣被害対策協議会と連携し、被害対策についての普及啓発を図り、集落ぐるみでの被害防止対策等、地域住民が主体となった取組を推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、南種子町鳥獣被害対策協議会が関係機関及び地域と連携し、情報交換、現地指導等を行う。

○被害防止計画作成経過

作成年度	公表年月日
平成23年度(1期)	平成23年 3月30日
平成25年度(2期)	平成26年 3月26日
平成28年度(3期)	平成29年 3月27日
令和元年度(4期)	令和 2年 4月 1日
令和4年度(5期)	令和 5年 3月30日
令和7年度(6期)	令和 8年 3月31日